

## 令和2年度 長浜市農業施策に関する意見 回答書

令和元年12月19日（木）午後4時00分～

項 目	1. 担い手の確保と農業振興政策
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産調整は米価の安定を図るために重要な取り組みであることから、従来型のブロックローテーションを堅持し継続できるよう、支援の充実を図ること。また、集落単位だけではなく、生産者規模でのブロックローテーションに対しても、支援を広げること。(継)</li> <li>○ 新規就農者の獲得に向けては、農地の貸借だけでなく農業機械やビニールハウスの貸付け、研修制度の導入、定住に向けた住居の提供（空き家活用）など、関係機関や認定農業者の協力のもと幅広い支援が必要であり、その仕組みづくりを進めること。(継)</li> <li>○ 担い手への農地の集積が進む中、大規模農地への集積が進む反面、小規模農地等耕作不利農地の遊休化がますます進むことが懸念されます。 こうしたことから、小規模農地を耕作する農家に対する補助制度や幅広い支援が必要であり、その仕組みづくりを進めること。(新)</li> <li>○ 機械の更新に関しては、規模の大小にかかわらず資金調達に苦慮される農家が多いことから、使いやすい融資制度等の創出や、低料金の農業機械貸出制度を、JA等と連携して新たに創設すること。(新)</li> <li>○ 人・農地プランについては、市内でも取り組む集落が増えてきているが、引き続き当委員会と連携し、積極的に地域への働きかけを行うこと。(継)</li> <li>○ 本市においては、水稻を主として経営する農家が多数を占めているが、依然米価が低い水準で推移する中、経営の安定のため、農家が施設園芸農業や水田活用畑作物等、水稻以外の作物にも安心して取り組めるような施策を講じること。(継)</li> <li>○ 本市の圃場整備は完了から相当年経過した地区も多く、各改良区によって修繕や布設替えを行っているものの、老朽化が激しい施設も多く存在することから、老朽化した施設の修繕や布設替えを早急に行うこと。(新)</li> <li>○ 繁忙期に、農業法人等の雇用主が、農作業に従事したいと考える働き手の情報を、容易に取得できるような仕組みを構築すること。(継)</li> </ul>
回 答	<p>① ブロックローテーションにつきましては、これまでから、生産調整の実効性確保とともに、畑作物の品質向上や限りある水利の確保のため推奨をしてきたところです。しかしながら、転作政策の制度変更などにより、調整役となる集落の代表の負担が増すなど、ブロックローテーションの維持がさらに困難となってきております。そのため、平成29年度からブロック内に水稻が混在しないよう調整した場合や、麦の播種前契約の締結時期までにブロックローテーションの区域を生産者に通知した場合には、支援の上乗せを行っています。また、来年度からは、2年目の転作田を対象とする拡大措置につい</p>

でも検討しています。今後は、ご提案いただいた生産者単位のブロックローテーションに限らず、より効果的な地域での生産調整が実施できるよう、農業再生協議会において関係機関と協議検討してまいります。

- ② 新規就農者の確保につきましては、国の農業次世代人材投資事業に加え、市の単独事業として年齢枠の拡大や農地借入要件の緩和により支援しております。この制度では、研修生を受け入れる認定農業者も対象としているところです。また、小谷城 SIC 栽培実験農場では、若手農業者に対して、JA 北びわこなど関係機関と連携して、ビニールハウスを活用した実践的な研修を実施しているところであります。さらには、集落営農や法人の後継者育成を目指し、農業経営に必要な大型特殊免許などの資格取得を支援するとともに、新規就農者の相談窓口として、関係機関との連携のもとサポートチームを組織し、相談から指導までの支援体制を整えているところです。
- ③ 小規模な農地の維持・管理については、小規模農家が大変重要な役割を担っていただいていることから、農村まるごと保全向上対策や中山間地域直接支払交付金制度を活用した地域ぐるみの取り組みを支援しています。また条件不利地については、耕作放棄地解消対策事業により耕作放棄地の発生防止と解消を図るための取り組みを支援をしているところです。
- ④ 地域農業において小規模農家が担う役割は、大変重要なものとなっておりますので、小規模農家が営農継続していただけるよう支援し、集落機能を高め、集落ぐるみで地域農業を維持していただきたいと考えております。農業機械の貸出制度については、利用調整が困難であることから、導入は難しいと考えております。また、国の支援制度につきましては、集落営農や小規模農家では、導入機械の面積規模要件などから採択が難しいことから、幅広い農業者に活用していただけるよう、面積規模要件などの緩和を、引き続き国・県へ強く要望していきたいと考えております。
- ⑤ 人・農地プランは、5年、10年後の集落の農業のあり方を検討し、担い手の高齢化や後継者不足、有休農地の解消など、

人と農地にまつわる様々な諸問題を解決するための有効な手段として、地域が主体となって取り組むものです。国は、人・農地プランを核とした農地の利用集積・集約化をより一層推進していくこととしており、市としましても、関係機関との密なる連携のもと、特に取組が進んでいない地域や集落において、人・農地プランの作成を引き続き支援してまいります。また、国が求めるプランの実質化に向けては、地域事情に精通する農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんからも地域へ積極的に働きかけていただき、プランの見直しが円滑に進められますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ⑥ 本市では、平成30年度に「長浜市6次産業化推進戦略プラン」を策定し、農業者の所得の安定および向上を図るため、加工・販売や新商品の開発など、高付加価値化の取り組みを推進しております。また、「水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業」や「園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業」により、農家の所得向上を図るための取り組みを支援をしているところです。
- ⑦ 施設の修繕および小規模な改修につきましては、農村まると保全向上対策や中山間地域直接支払交付金制度におきまして実施が可能ですので、当該事業による取組を薦めております。また、大規模な施設改修については、事業費の一部負担が必要となり、かつ受益面積や事業規模等の要件がございますが、県営土地改良事業による整備が可能ですので、施設の老朽具合や地域の規模等に応じた改修整備方法を検討してまいります。
- ⑧ 農繁期の農業者と働き手とのマッチングについては、シルバー人材センターのような集約する機関はなく、現在は一部の農家さんが個人的に情報を集めて地域の方々を繁忙期に雇い入れておられるのが実情であります。マッチングに関しては、情報収集など、条件整備などが必要なことから、実施の可能性を含め、JAなど関係機関と協議してまいりたいと考えています。

項 目	<b>2. 鳥獣被害防止対策</b>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防護柵の未設置地域については、市内全域で設置が完了するよう、市・県・JA等関係機関が連携して、対策を講じること。また、防護柵設置開始から完了までに複数年かかる地域もあることから、複数年対応ができるよう支援策を講じること。(継)</li> <li>○ 夜行性の獣に対する、夜間のパトロールや花火の打ち上げ等が、被害防止に有効であるため、これらの活動に対する支援策を講じること。(継)</li> <li>○ 捕獲の実施主体となる狩猟免許保有者の育成、捕獲した獣の処理施設の設置、作業中の事故に対応する保険加入への援助、市による獣害対策器具の貸出など、鳥獣害対策の充実を図ること。(新)</li> </ul>
回 答	<p>①未設置地域での出前講座や集落環境点検には、農業委員様、県、JA、市が連携し実施してきたところですが、今後も、対策の進んでいない自治会に対しましては、関係機関と連携を図るとともに、県獣害対策アドバイザーの協力も得ながら、集落ぐるみの取り組みを推進してまいります。</p> <p>(※県獣害対策アドバイザー：北村富生氏、尾崎清氏、JA 職員、共済組合職員)</p> <p>また、複数年にわたって柵整備を実施される場合にも、毎年補助対象となりますので、これまでとおりが活用いただけます。</p> <p>②集落ぐるみによる対策としまして、夜間パトロールや花火の打ち上げは有効かと考えられます。市からの支援措置としましては、野生獣を追い払うための用具（花火や電動ガンなど）の購入に対する補助や電動ガンの貸し出しも行っているところでございます。</p> <p>③捕獲従事者の育成につきましては、後継者確保や育成、捕獲技術の向上などを目的とした支援を平成 30 年度から実施しているところでございます。</p> <p>焼却処理施設の設置につきましては、全県的な課題であり、市単独での設置運営や維持管理が困難であることから、既に県に対し要望を行っているところでありますが、引き続き、広域的な処理施設の確保を要望してまいります。</p> <p>自治会の保険加入の援助につきましては、自治会主体の作業であるため、各自治会での対応をお願いいたします。</p> <p>獣害対策器具の貸し出しにつきましては、追払い用の電動ガン、防護柵設置の際の杭打機の貸し出しを行っております。ま</p>

	た、自治会長からのご依頼により、捕獲オリの設置も行っているところでございます。
--	---

項 目	3. 特産品振興対策
意見内容	<p>○ 米価の低迷が著しい中、本市の基幹作物である米の価値と価格を高めるために米のブランド化につながる施策を展開すること。 また、昨今低迷する米価を補うため、水田を活用した農業の多角化が進んでいます。こうしたことから、農業経営の安定化を図る観点から長浜産農産物のブランド化にも積極的に取り組むこと（新）</p> <p>○ 過去に開催された食味コンクールは、湖北産米の評価を高めることにつながる良い取り組みであったため、ブランド化につなげるためにも、食味コンクールを復活させること。（継）</p> <p>○ 昨今、都心部でジビエ料理を扱う店舗が増加するなど、ジビエブームと言えるものが起きている。このブームを活かし、ジビエの利活用が新たな湖北地域の産業となるような取り組みを行うこと。（継）</p> <p>○ こんにゃく芋や赤ジソなどは、野生獣に効果のある作物であることから、更に生産拡大を図るため山間部を中心に、引き続き地元への働きかけを進めること。（継）</p> <p>○ ブランド品の一つとなる要素を持つ、環境こだわり米に対する交付金が一部廃止されたが、琵琶湖を守るため農業者が創意工夫してきた経過を踏まえ、複数取組の復活や、全国共通取組に加えて県や市が独自の項目を設けるなど、継続して支援を行うこと。（継）</p>
回 答	<p>① 米のブランド化につきましては、ふるさと納税の返礼品の主たる1つとして並べるなど、長浜の米のPRに努めているところであります。しかしながら、行政によるPRには限界があり、農業者の方自らが、インターネットやSNSなどによる情報発信をされることが効果的と考えますので、農業者がSNS等について学習できる環境づくりを関係機関と連携し検討してまいりたいと考えております。また、水田を活用した農業の多角化支援として、水田フル活用に向けた国の経営安定対策等補助金の対象となる作物の枠を広げるよう、県・国に要望してまいりたいと考えております。</p> <p>② 食味コンクールにつきましては、長浜産コシヒカリの品質向上とブランド力の向上を目的に実施し、3年間で延べ400人の農家の方々にご参加いただき、農家の方々の励みとなっていました。今後は、農家の方自らが行う地域や消費者の皆さんと交流できる場づくりを通して、流通の拡大が図れるよ</p>

	<p>う、支援していきたいと考えております。</p> <p>③ ジビエの利活用につきましては、本年度滋賀県において、ジビエの流通促進に向けた検討を行う「しがジビエ活用拡大事業」が計画されており、市もこの取り組みに参画し、利活用の推進に向けた調査検討を行う予定でございます。</p> <p>④ コンニャク芋や赤ジソの栽培については、獣害に比較的強い作物として効果が出ていますので、今後も中山間地を中心に積極的に取り組まれるように推進するとともに、新たに獣害に強く高収益性が期待できる振興作物を、JA、県、市で構成する連携組織で検討し、地域に働きかけをしてまいりたいと考えております。</p> <p>⑤ 環境保全型農業直接支払交付金につきましては、令和2年度から第2期対策が始まります。追加された取組内容や従前からの取組内容の変更もありますので、取組農家へ周知するとともに、県に対して、農業分野の施策としてだけでなく、環境や琵琶湖を守る施策の一つとして、複数取組も含め、効果的な取り組みについて、要望してまいりたいと考えております。</p>
--	--

<p>項 目</p>	<p><b>4. 遊休農地対策と農地の管理</b></p>
<p>意見内容</p>	<p>○ 遊休農地の拡大を防ぐため、当委員会を含めた関係機関との連携の強化に努めること。また、文書による管理指導など、遊休農地所有者への指導を強化する取り組みを行うこと。(継)</p> <p>○ 夏場の草刈は大変な重労働でありながら、これを行わないことが耕作放棄にもつながることから、機械や資材の購入、作業の委託に対する支援を行うこと。(継)</p>
<p>回 答</p>	<p>① 遊休農地への対応につきましては、貴委員会をはじめ関係機関と連携し、国等の制度を活用し取り組みを進めてまいりました。また、平成26年度から市独自の「持続できる遊休農地活用支援事業補助金」、平成31年度から「耕作放棄地解消対策補助金」を設け、国県市の制度が始まってから6年間で1,063aの遊休農地の解消が図れたところです。</p> <p>貴委員会の委員さんと昨年度より任命された農地利用最適化推進委員さんをはじめ関係機関と、更なる連携により、遊休農地の解消と拡大防止に努めてまいります。なお、文書指導</p>

	<p>などにつきましては、従来どおり貴委員会が主体となって実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>② 農地の維持管理に関する機械・資材の購入や作業委託につきましては、農村まるごと保全向上対策のや中山間地域直接支払交付金制度の事業の対象となっておりますので、活用をご検討いただくようお願いいたします。</p>
--	--

項 目	5. 地元農産物のPR
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの方がスマートフォンを持ち、インターネットを通じて情報を取得する層が増えていることから、本市農産物の魅力をPRするため、SNS等を利用した情報発信を行うこと。(継)</li> <li>○ 現在は、農業者が地元食材の魅力をアピールでき、消費者とのつながりを持てるようなイベントが非常に少ない。以前に、市・JA共催で行っていた農林水産まつりのような、消費者へPRできる場を新たに設けること。(継)</li> <li>○ 子どもたちに、地元で生産された、安全・安心な野菜を食べてもらうため、学校給食では、地場産野菜を優先して使用されるような仕組みづくりを行うこと。(継)</li> </ul>
回 答	<p>① SMS等を利用した情報発信につきましては、農業者自らがリアルタイムに配信することで、その効果が発揮できるものと考えております。市としましては、農業者がSNS等について学習できる環境づくりを関係機関と連携し検討してまいりたいと考えております。</p> <p>② 各地域で開催される地域イベントや道の駅など広く活用していただき、生産農家さんと連携し、自ら消費者に対し農産物をPRしていただくことについて支援をしてまいりたいと考えております。</p> <p>③ 学校給食につきましては、主食の米は長浜市産コシヒカリの一等米を使用されています。主要な野菜につきましては、市内給食センターにおいて少しでも入札に参加していただけるよう見積回数を増やすなど工夫をされています。今後は生産者におかれましても、農産物の地産地消に向けて、農産物の数量確保と品質の向上を図っていただけるよう委員の皆様からも生産者の方に声かけしていただきますようお願いいたします。</p>

項 目	<b>6. 国・県への要望について</b>
意見内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業従事者の高齢化が進み、数年先の地域農業の状況も不透明な中で、集落の農地を守る担い手の確保について、支援策を講じること。(継)</li> <li>○ 農業共済制度の見直しにより、収入保険制度が導入されたが、農業所得を確保する観点から、従来の所得補償制度を踏まえた形の制度となるよう、国へ進言すること。(継)</li> <li>○ 日本人の食の根幹となる米を生産するにあたり、安定した農業経営が行えるよう平成30年産米より廃止された直接支払い交付金、及び米価変動補填交付金を復活させること。(継)</li> <li>○ 国の農地集積のテコ入れ策として、農地中間管理機構が設立されたものの、機能が全く果たされていない。特に所有者が望む条件不利地の受け入れ、耕作者が望む農地の面的集積や遊休農地に対する基盤整備の取り組みがなく、従来からの農業経営基盤強化促進法による相対・円滑化事業で十分な状況である。このようなことから県に対し、設立目的が十分に活かされ、地域の状況に合った農地中間管理事業に取り組むよう、強く進言すること。(継)</li> <li>○ 今般の土地改良法の改正により、農地中間管理機構が借り受けた農地については、農業者の同意や費用負担なしに、都道府県が基盤整備事業を実施できるようになった。この制度を活用して、県による基盤整備を進めること。(継)</li> <li>○ 1級河川における竹林、雑木林は、獣の絶好の住処や隠れ場所となっている。また、砂防ダムに土砂が堆積することにより、獣が農地に侵入しやすい環境を作り出していることから、これらの伐採・撤去を行うよう県へ強く要望すること。(継)</li> <li>○ 現在のように、頻繁に補助制度や農業施策が変わるような中においては、新たに農業を始めようとする人が、安心して就農することができない。長期的なビジョンに立った、一貫性のある農業施策を展開すること。(継)</li> <li>○ 現在は、担い手に位置づけられる大規模農家や農業法人に支援が集中しているが、集落の狭隘な農地や耕作不利地を守っているのは、その地域の集落営農組織や地元の小規模農家であり、これらへの支援を拡充すること。(継)</li> </ul>
回 答	<p>各項目のうち、担い手確保や小規模農家への支援、農地中間管理事業に関する事業、国における一貫性のある農業施策の展開については、市としても重要であると考えておりますので、内容を十分検討したうえで、必要な対応をしてみたいと考えています。特に地域農業を支える集落や小規模農家への支援については、集落や地域を対象とした地域施策の充実についても、国・県の対して重ねて要望してみたいと考えています。</p> <p>また、1級河川における竹林・雑木林の伐採につきましては、現在も河川管理者である県に要望をしているところです。今後関係部局と連携しながら、強く要望してみたいです。なお、米の直接支払交付金及び米価変動補填交付金につきましては、それぞれ別の制度に転換され、既に事業が実施されております。</p>

